

大阪府官公需適格組合協議会

The Osaka Prefecture Government Procurement Profile

ご案内



「官公需適格組合協議会」 加入のご案内

官公需適格組合制度は昭和42年から実施されている制度で、組合事業等の中で、特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は、これを十分に責任をもって実施し得る経営基盤が整備されている組合であることを、中小企業庁が証明する制度です。

制度のお問い合わせ

証明取得手続きについて

協議会加入手続きについて

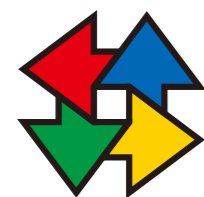
■お問い合わせは

大阪府官公需適格組合協議会

大阪府中小企業団体中央会内 連携支援部連携支援課

■ダイヤルイン

TEL.06-6947-4371



大阪府官公需適格組合協議会

事務局／大阪府中小企業団体中央会内 連携支援部連携支援課

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか 6F

TEL.06-6947-4371 FAX.06-6947-4374

URL: <https://www.kankoku-osaka.gr.jp>



大阪府官公需適格組合協議会

地域を支える信頼と安心の 官公需適格組合

大阪府官公需適格組合協議会とは

本協議会は会員（官公需適格組合）の受注体制の整備と受注能力の向上を図るとともに、国および地方自治体の契約窓口等に対し官公需適格組合制度のPR等を行い、もって会員の官公需の促進を図ることを目的として結成しています。

昭和 57 年 6 月 21 日 設立

官公需適格組合制度は

昭和 42 年から実施されている制度で、組合事業のなかで、特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は、これを十分に責任を持って実施しうる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁が証明する制度です。この証明制度を受けすることができる組合は事業協同組合、企業組合、商工組合、協業組合の中小企業者の組合ですが、組合の組織体制や財政状況について一定の基準を満たしていることが必要とされています。証明基準は物品の納入・役務の提供関係の組合と、工事の請負関係の組合について、それぞれ別に定められています。

中小企業へ官公需の発注を ～官公需を活用した地域中小企業の経営基盤強化～

わが国の中小企業は、企業数で 99.7%、雇用者数では 68.8% を占め、産業のあらゆる分野で活躍し、経済社会の“活力の源泉”となっています。特に地域社会においては、伝統産業や地場産業等の地域産業集積の基盤となり、雇用の場の提供のほか、地域コミュニティの推進や地域文化の継承等においても重要な役割を果たしています。

中小企業の振興策としては、金融面や税制面による経営基盤強化のための支援、補助金による技術開発支援等がありますが、中小企業が製造している製品や提供しているサービスの需要を拡大していくことも非常に効果的な支援となります。

こうした考え方から設けられたのが『中小企業者の官公需受注機会増大のための支援策』です。

官公需とは、政府や地方公共団体が社会インフラの整備や行政事務の推進のために行う工事、物品やサービスの購入のことで、令和 6 年度において国等の機関（各省庁と公庫、独立行政法人等）では、5兆 3,557 億円の発注が予定されています。

そこで国では、これらの官公需を中小企業が受注し、経営の強化に役立てていけるよう「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）を定め、中小企業者の官公需の受注機会増大に向けて措置を講じています。

官公需法のポイント

Point - 1

国等は物件の買入れ等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならないこと。また、この場合において契約の相手方として“組合”を活用するように配慮しなければならないこと。

Point - 2

受注機会増大の努力の方向とそれを裏づける措置を明らかにするために、国は、中小企業向けの契約目標額と受注機会増大のための具体的な措置等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年度閣議決定し、公表すること。

Point - 3

契約の方針の実効を確保するための措置として、各省各庁の長等が毎年度終了後、国等の契約実績の概要を経済産業大臣に通知すること。

Point - 4

経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し必要な措置を講ずるよう要請できること。

Point - 5

地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずるように努めなければならないこと。

■「物品・役務関係」全国官公需適格組合の組合員数は以下のとおりです。(令和7年3月末日現在)

物品関係 **177** 組合 <繊維製品/家具/印刷/石油製品/事務用品>

役務関係 **513** 組合 <設計/測量業務/自動車整備/輸送業務/建物サービス等>

■「物品・役務関係」の主たる証明基準

- 基準1 …… 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- 基準2 …… 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- 基準3 …… 常勤役員が1名以上いること
- 基準4 …… 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
- 基準5 …… 共同受注した案件に関し役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと
- 基準6 …… 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- 基準7 …… 組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること

警備業

大阪府警備業協同組合

<https://osaka-keibi.or.jp>



〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目13番12号 新大阪北田ビル 501
TEL. 06-6306-6323 FAX. 06-6306-6444

警備業務を通じて安全を提供し
信頼されるサービスの提供に努めています

当組合は、「施設警備業務」・「交通誘導警備業務」・「雑踏警備業務」において「この部門では他社に負けない」と自信を持つ警備のプロ集団であり、且つ、組合員の個性を活かし人間力（ヒューマンパワー）に富んだ警備企業の集まりです。団結と相互扶助を基本に、警備業の多様化するニーズに応え、社会が必要とする生活安全産業を目指しています。

(大阪府公安委員会 認定証 第62002468号)



港湾運送業

大阪港湾事業協同組合

<https://kankouju-osaka.gr.jp/member/service02.html>



〒552-0021 大阪市港区築港4丁目9番7号 築港ビル
TEL. 06-6574-5501 FAX. 06-6575-1056 E-mail: kowan-kumiai@msh.biglobe.ne.jp

海上運送から海上警戒業務まで幅広く対応

昭和49年より、大阪市環境局の下水汚泥等海上運送を皮切りに、同局の工場排出焼却残渣等の海上運送をして参りました。

現在、当該海上運送、大阪市港湾局の海上警戒業務、そして同港湾局のタグボート業務等に従事しており、事業の拡大を目指して行きたく幅広く共同受注している官公需適格組合です。



官公需被服業

近畿官公需被服協同組合

<http://k-kanju.jp>



〒540-0021 大阪府大阪市中央区大手通2丁目4-11
TEL. 06-6946-8938 FAX. 06-6946-8988 E-mail: info@k-kanju.jp

制服、作業服、白衣など官公需衣服のプロにお任せ
近畿官公需被服協同組合は官公需適格組合として活動することで、官公庁発注物件の受注機会を優先、各組合員の信用力の増大につながるなどのメリットがあると考え、共同受注事業を開始しました。

以来組織の強化に努め、官公需被服の受注活動を広く積極的に進めています。組合員が被服のあらゆる分野の専門業者で構成されていますので、被服のニーズに関しましては、責任をもってご対応させていただきます。



ドキュメントサービス業

近畿ドキュメントサービス協同組合 (旧 近畿複写産業協同組合)

<http://kinkid-s.jp/index.html>



〒541-0043 大阪市中央区高麗橋1-5-6 東洋ビル5階
TEL. 06-6201-4766 FAX. 06-6201-4768 E-mail: info@kinkid-s.jp

急速に高度化・多様化するメディアの変化にいち早く対応

近畿ドキュメントサービス協同組合は昭和38年に複写サービス業を核とした協同組合として設立。昭和から平成に移りドメインの変化に伴い事業領域確立を目指し、ドキュメントサービスに改名しました。ドキュメントサービスとは、コピーサービスだけでなく、マイクロ写真、電子ファイリング等の文書保存サービス、CAD入力や製本、OA機器販売等多種多様な業務を指します。得意の小ロット短納期はもちろん、ビジネス全体の企画提案やイベント運営の受注に繋がる「ラフ」としての出力、オフセット印刷では実現できない個人向けバリエーション印刷、エリアマーケティングを生かすDMプランの提案事業等時代に即した幅広いドキュメントサービスの提供に努めています。令和は、VUCAの時代。予測困難な時代だからこそ、組合において一致団結しお客様の困りごとのお役立ちを行って参ります。



皮革・繊維製品

サカイ靴被服協同組合

<https://kankouju-osaka.gr.jp/member/service05.html>



〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町5丁目458番地1
TEL. 072-276-4180 FAX. 072-276-4380

官公庁から民間企業等に幅広い納入実績

大阪府・大阪府警・兵庫県警・和歌山県警・奈良県警・愛知県警・各府県立病院・大阪市・大阪市交通局・堺市・府下各市町村・関西国際空港(株)等、官公庁及び民間企業に豊富な納入実績



デザイン業及びデザインビジネスプロデュース業

協同組合ジャパンデザインプロデューサーズユニオン

<http://www.jdpu.or.jp>〒530-0043 大阪市北区天満 3-4-10 かわいビル3A
TEL. 06-6949-8578 FAX. 06-6949-8579 E-mail: info@jdpu.or.jp

多彩なメンバーで新たなクリエイティブビジネスへ

1975年、日本最初のデザイン業協同組合として発足。以来、デザイン事業所の経済的安定と社会的地位の向上を促進する活動を続けてまいりました。昨今では、官公需適格組合として、あるいは産・官・学連携を通じての、多彩な業界振興事業が各方面から高く評価されています。2010年、認定プロデューサー制度を立ち上げ、従来の事業所協同組合から、デザインプロデューサー制度有資格者個人を含めた、クリエイティブビジネスを総合的にプロデュースする新エキスパート集団として、活発に活動を続けています。



セミナー開催風景



運送取扱業

泉南陸運事業協同組合

<http://www.senriku.com>〒598-0064 泉佐野市新浜町 2番
TEL. 072-464-0725 FAX. 072-463-8608 E-mail: main@senriku.com

国際化・情報化の波に乗った物流情報戦略と、陸海空の強固なネットワークを確立

運送事業取扱いは共同受注委員会が中心となり、官公庁の各種運送業務の受注活動を行い、特に関西空港対岸の「りんくうタウン」に建設した大型流通倉庫を起点とした配送センター機能を売り込んでいます。共同購買では組合員のコスト軽減を図るための共同給油所をはじめ物品販売しています。



大型流通倉庫「りんくう倉庫」

上・下水道用各種弁類製造・販売、空気弁用凍結保護カバー製造・販売、震災用の緊急給水栓製造・販売

協同組合全日本富士金属共同機構

<http://www.fujikin.co.jp>〒577-0015 東大阪市長田 3丁目 9番 21号
TEL. 06-6787-2214 FAX. 06-6787-1611 E-mail: info@fujikin.co.jp

組合員各社の繁栄を期するために幅広く活動

加盟各社が一致団結して国策である中小企業向けの官公需の受注を積極的にすすめ、もって組合員各社の繁栄を期するために設立された。扱い品目を弁類、ユニット装置類に絞る地方公共団体の上・下水道局へのアプローチをはかっている。共同受注に関する事業、共同宣伝に関する事業、事業資金貸付に関する事業、教育情報に関する事業、福利厚生に関する事業を行っている。



バルブ

継手

自動車販売、修理業全般

富田林市自動車協同組合

<https://kankouju-osaka.gr.jp/member/service09.html>〒584-0022 大阪府富田林市中野町東 1丁目 7番 9号
TEL. 0721-25-3518 FAX. 0721-24-5260 E-mail: t-kumiai@isis.ocn.ne.jp

エリアを拡大し自動車の共同受注・共同販売を行っている信頼ある協同組合

昭和 63 年 6 月、富田林市からの支援により富田林市自動車協同組合を設立する。同年 7 月に中央会に入会する。平成 3 年 2 月、南河内郡河南町・太子町・千早赤阪村の地域の会員を拡大する。大阪府・富田林市・南河内郡河南町・太子町・千早赤阪村へと幅広く自動車の共同受注・共同販売を行っている官公需適格組合です。



引越・貨物自動車運送業

引越専門協同組合関西

<http://www.hato-kansai.or.jp>〒530-0044 大阪市北区東天満 2丁目 9番 4号 千代田ビル東館
TEL. 06-6135-8019 FAX. 06-6135-8020 E-mail: kansaihonbu@hikisen.jp

プロの技術とチームワークで、どんなお引越しも対応
プロの技術とチームワークで、どのようなお引越しも「親切・ていねい・安心」に対応しています。お客様のニーズに合わせて、吊り上げ（大型家具を上階へ）や養生（廊下などのカバー）など、様々なプロの技術でご満足いただいています。また、「親切・ていねい・安心」を目指して「引越管理士資格認定制度」を採用し、専門技術や心構えを習得しています。さらに、営業見積コンテスト、作業技術・技能コンテストなども実施し、常に品質の高いサービスでお客様のご要望にお応えしています。



引越管理士研修風景

営業見積コンテスト風景

警備業

南大阪総合警備事業協同組合

<https://www.kankouju-osaka.gr.jp/member/service11.html>〒590-0945 堺市堺区戎之町東 1丁目 1番 22号 戎第一ビル 4F 401号
TEL. 072-224-1234 FAX. 072-224-1000 E-mail: m-keibi@triton.ocn.ne.jp警備員資質の向上を徹底し
信頼される次世代の人材育成を目指す

現在の社会環境は、週休2日制による休日、夜間の無人建物の増加など警備業に対する需要は、多様化且つ複雑化し、増加の一途をたどっています。このような時代に求められるのは信頼される警備員の質であります。当組合員各社も警備員資質の向上を徹底し、鋭意努力しております。



01

大阪府適格協 <メンバー>
工事関係

■「工事関係」全国官公需適格組合の組合員数は以下のとおりです。(令和7年3月末日現在)

工事関係 **209** 組合 <建設/土木/建築/電気/管/造園/畳等>

■「工事関係」の主たる証明基準

※P.04「物品・役務関係」の基準に加えて、さらに以下の事項を満たすこととなっています。

基準1 …… 共同受注事業を1年以上行っており、相当程度の受注実績があること

基準2 …… イ: 工事1件の請負代金の額が3,500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合に当たっては、7,000万円)以上のものを請け負おうとする組合にあたっては、常勤従業員が2名以上あり、当該職員のうち1名以上が技術職員であること

ロ: 上記以外の工事を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤従業員が1名以上いること。

基準3 …… イに掲げる組合にあつては、組合の役員及び技術者が中心となり、共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること。

管工事業及び土木工事業

泉佐野市認定水道工事業協同組合

<https://izumisano-suido.jp>〒598-0021 泉佐野市日根野 786番地1
TEL. 072-450-2777 FAX. 072-450-2888 E-mail: suido931@wind.ocn.ne.jp

命の水を市民にお届けできるよう取り組んでいます

平成10年6月に泉佐野市認定水道工事業協同組合として設立。その間社会変化に迅速に対応したさまざまな事業活動を展開しています。泉佐野市ライフラインの維持管理の担い手として泉佐野市上下水道局並びに各種関係団体・企業とともに、より安全で安心な生活を送れるお手伝いができるよう日々努めています。

社会経済状況は厳しさを増す中で、欠かすことの出来ない命の水を市民にお届けできるよう日々取り組んでいます。



「個人情報保護教育研修会」風景

管工事業・土木工事業・舗装工事業・水道施設工事業

河内長野管工事業協同組合

<https://kankouju-osaka.gr.jp/member/construction02.html>〒586-0024 河内長野市西之山町 4番 14号
TEL. 0721-53-4696 FAX. 0721-53-4698

次世代に向けて技術の革新と施工の合理化にたゆまぬ努力を重ねる

昭和29年河内長野市公認水道工事業者組合設立。昭和47年8月河内長野市公認水道工事業協同組合設立。昭和53年2月大阪府より特定建設業(管工事業)の許可を受け、昭和63年9月近畿通商産業局官公需適格組合認可。平成10年水道法の一部改正により河内長野管工事業協同組合と名称変更する。

協同組合を設立以来、上下水道、給排水衛生設備、冷暖房空調設備工事の設計施工及び施設等の維持管理、事業等毎年その実績を伸ばし技術の革新と施工の合理化にたゆまぬ努力を重ね現在に至る。



管工事、水道施設工事

堺市指定管工設備協同組合

<http://www.pipe-sakai.jp>〒590-0804 堺市堺区緑ヶ丘南町 2丁 2番 25号
TEL. 072-245-0050 FAX. 072-245-0052 E-mail: suikumi@samba.ocn.ne.jp

組合の組織力は、災害復旧の担い手として活かされています

当組合は設立以来、「水を通じて地域社会に貢献できる、信頼されるグループを目指す」をコンセプトに、ユーザーのニーズに対応したウォーターパイオニアを追い求め続けている。水をサポートするグループとして実績と経験を積んだ技術力を結集、水の設備を見守り、住環境を快適・清潔に保つ役割を果たすため、幅広いニーズに対応しています。

平成14年1月1日に「官公需適格組合」として国の証明を取得、そして今後は新しい分野のニーズにも応えられる組合への展開を目指しています。



「研修会」風景

管工事業・土木工事業・舗装工事業・水回りお客様相談

吹田市水道・土木工事業協同組合

<https://www.suita-suikyoku.jp>〒564-0043 吹田市南吹田 3丁目 2番 48号
TEL. 06-6385-0148 FAX. 06-6330-0784

水回りのことならどんな小さなことでも丁寧に対応

確かな技術、迅速な対応で皆様の水回りの安全、快適、清潔、便利な生活のお手伝いをさせて頂いています。

吹田市の指定業者として、これまでの信頼と実績で市民の皆様のご要望にお応えするとともに、常に業務の効率化や新たな技術の取得・管理に細心の注意を心掛けております。

管工事・土木工事・舗装工事及び資材の共同受注を中心に共同事業を行っています。また、市民に対しては「水回りお客様相談室」を設け、水に対する諸問題(水漏れやトイレ修繕等)に対応しています。



組合事務局「お客様相談室」風景



「地域防災総合訓練」風景

管工事業・土木工事業・水道施設工事業・舗装工事業・とび・土工事業・建築工事業・解体工事業

大東市指定管工事業協同組合

<https://kankouju-osaka.gr.jp/member/construction05.html>〒574-0043 大東市灰塚5丁目12番5号
TEL. 072-873-8700 FAX. 072-870-0225

緊急災害時のライフラインの確保等幅広く活動

当組合は、大東市全域の市民サービスを第一の目的として設立し、現在も緊急災害時のライフラインの確保を念頭に置いた活動を行っています。

また、平成18年度に官公需適格組合の証明を受け、水道工事等の共同受注を中心に事業を行い、新しい技術や知識・能力などの研鑽に努めています。



02

大阪府適格協 <メンバー>

工事関係

管工事業・土木工事業・舗装工事業・水道施設工事業

羽曳野市管工事業協同組合

<https://kankouju-osaka.gr.jp/member/construction06.html>

〒583-0856 羽曳野市白鳥3丁目147番地
TEL. 072-956-8886 FAX. 072-956-8244 E-mail: habikino@chive.ocn.ne.jp

地域と信頼関係を築き組合員が一致団結し全力を尽くしています

昭和40年、羽曳野市管工事業協同組合として設立し、現在は組合員12社で構成されています。永年に亘って築きあげた行政当局と市民との信頼関係のため、組合員が一致団結し、技術の向上、施工の合理化、市民へのサービス等に全力を尽くしております。

■主な事業

- ・管工事の共同受注、共同購入 ・水道修繕業務の受託
- ・宅造に伴う配水施設的设计申請及び竣工図の作成
- ・技術、安全衛生に関する講習及び資料の配布又は資格取得の案内
- ・工場見学 ・組合員の健康管理として、生活習慣病予防健診の実施



造園工事業及び附帯の土木工事業

阪神造園建設業協同組合

<http://hanshin-zoenkumiai.or.jp>

〒540-0047 大阪市北区西天満3丁目10番3号 造園会館内
TEL. 06-6312-4553 FAX. 06-6311-3143 E-mail: hanshin@ca.mbn.or.jp

人と緑のより良い関係のために、今までにない高品質の環境づくりを追及

当組合を構成する24社は、昭和の名園吹田万博日本庭園の施工に携り、また組合員各社では造園施工に関する手法に特色があり、大木の植栽及び移植工事を得意とする業者、伝統的な庭園築造・管理を得意とする業者、大規模な造園土木を得意とする業者など多才なメンバーが活躍しています。また、それらのノウハウを結集して樹木の鑑定調査業務、屋上緑化、壁面緑化、校庭緑化、ピオトープなど造園分野の多角的業務を展開しています。さらに、我々は、今後におきましても造園技術の修得とたゆまぬ技術の研鑽を積み重ね、組合員共々これを共有財産とし、新しい時代の心やすらぐ住環境・緑景観を創造して参ります。



建築工事業・土木工事業

東大阪市建設業協同組合

<http://kensetukyo.gr.jp>

〒577-0809 東大阪市永和2丁目8番28号 東大阪商工会議所 別館
TEL. 06-6724-1328 FAX. 06-6723-0729

都市基盤整備の一端を担うべく組織強化に努めています

昭和47年12月設立、昭和58年8月官公需適格組合証明の習得以降、公共工事への参加を通じ、都市基盤整備の一端を担うべく、工事の受注確保ならびに組織強化に努めている。

■組合事業の内容

- ・組合員のためにする建設工事の共同受注
- ・組合員の必要とする資材ならびに工事用機械器具の購入のあっせん
- ・組合員のためにする建設業に関する各種の事務代行業務
- ・組合員のためにする損害保険代理店業及び生命保険募集に関する事業
- ・組合員の福利厚生に関する事業 その他



水道工事業

東大阪市水道工事業協同組合

<https://kankouju-osaka.gr.jp/member/construction09.html>

〒578-0984 東大阪市菱江2丁目1番34号
TEL. 072-961-4372 FAX. 072-961-4221 E-mail: tousuikyoku@iris.ocn.ne.jp

技術の研修、教育、情報の提供等を組合員のために積極的に行っています

組合設立以降、現在32社の組合員を有し、組合員のためにする資材等の共同購入、水道工事の共同受注を中心に共同事業を行い、また技術の研修、教育、情報の提供を積極的に行っている。



造園工事業

東大阪造園石材事業協同組合

<https://ho-zouen.jp>

〒579-8001 東大阪市善根寺町3丁目5番15号
TEL. 072-985-8213 FAX. 072-985-8231

地域とともに、緑ある空間を育てて45年以上

東大阪造園石材事業協同組合は、地域に根差した「緑ある空間づくりのプラットフォーム」です。

造園のプロ集団として、庭木の植栽・選定から大規模な造園、屋上緑化、室内庭園まで、「緑のある空間」ならあらゆる造園工事に対応できます。

培ってきた造園技術・技能の伝承をしながら、これまでの造園の枠組みにとらわれない発想により、緑ある空間・緑と暮らす空間を提案いたします。



管工事業

守口市水道工事業協同組合

<https://kankouju-osaka.gr.jp/member/construction11.html>

〒570-0004 守口市淀江町3番9号
TEL. 06-6908-7878 FAX. 06-6909-1060

組合員のために共同事業や技術面における研修・教育・情報の提供等を積極的に行っています

組合設立以降、現在当組合員数12社を有し、その組合員のためにする資材等の共同購入、及び、管工事の共同受注を中心に共同事業を行い、また技術面における研修・教育・情報の提供を積極的に行っている。



官公需適格組合制度について

組合による共同受注と官公需適格組合

中小企業の制約の多くは、経営の規模が小さいことに起因するものが大半です。一社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば確実に契約を履行できる場合が少なくありません。こうして生まれたのが、組合による共同受注事業であり、官公需の共同受注です。

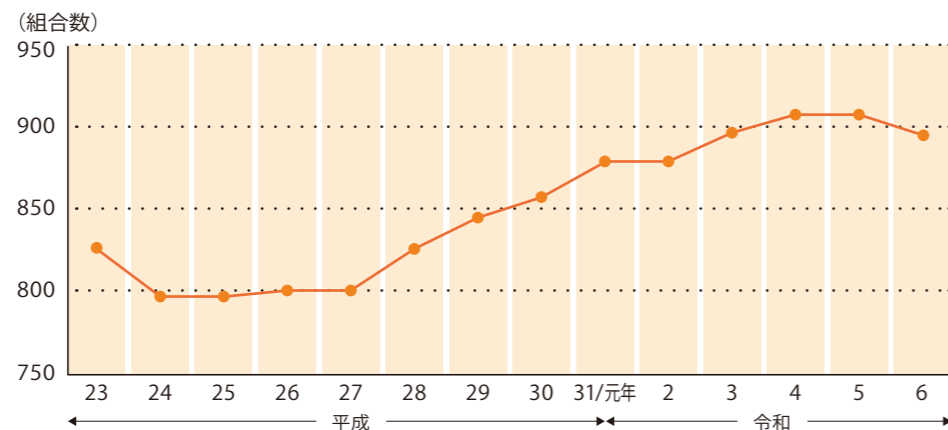
国では、中小企業者によるこうした積極的な取り組みを支援するため、**官公需法第3条において「…国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定めています。**

事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度的に確保されている信頼性の高い組織であることが、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっています。

こうした中小企業組合の中で、**官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合**であることを中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明しているのが官公需適格組合制度です。

官公需適格組合制度は、国等の契約の方針において証明に関する詳細が規定されているとともに、その普及のため、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定めています。

さらに、競争参加資格審査における「総合点数の算定特例」の活用、「官公需適格組合の国等の機関における受注実績の公表」を行うこととしているほか、「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める。」こととなっています。



官公需に組合の活用を

組合の活用は官公需法で制定されています。

中小企業基本法第21条では、「国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定し、中小企業者の

供給する物品等に対する需要の増進を図ることを国の責務としています。この趣旨を受けて、昭和41年6月に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）が制定され、この法律等が下記のように規定されています。

官公需<第3条>では

「…国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定めています。

官公需<第8条>では

「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。

地方自治法施行令では（一部抜粋）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

予算決算及び会計令では（一部抜粋）

第99条会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (2) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- (18) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

■参考 別表第5（第167条の2関係）

1. 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	400万円
	市町村※	200万円
2. 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	300万円
	市町村※	150万円
3. 物件の買入れ	都道府県及び指定都市	150万円
	市町村※	80万円
(略)		
6. 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	200万円
	市町村※	100万円

※市町村（指定都市を除く）

官公需適格組合行動憲章

技術力、信頼性の向上に努め 役割と責任を果たしていく

官公需適格組合の有志で構成されている全国官公需適格組合協議会では、会員組合の受注能力の向上や地域貢献活動など今後の組織活動の方向づけを行うため、「官公需適格組合行動憲章」を策定しています。

この行動憲章は、“地域の仕事は地域の中小企業と組合が担当し、地域経済の活性化に寄与していくことが望ましい姿”であるとの考え方にに基づき、コンプライアンス、個人情報保護、環境問題等への対応を図るとともに技術力、信頼性の向上に努め、地域社会の一員としての役割と責任を果たしていくことを定めています。

なお、地球環境等を重視するため、平成21年度に条項の一部を改定しました。

官公需適格組合行動憲章

1. 官公需適格組合は、組合員企業の経営の安定と組合の受注能力の向上に努める。
2. 官公需適格組合は、地域社会に融和し愛される組合であり続けるため、積極的な社会貢献活動を実施するとともに、情報開示や地域社会とのコミュニケーションに努める。
3. 官公需適格組合は、官公需をはじめ、あらゆる発注に関して、適正価格での受注に努める。
4. 官公需適格組合は、地球環境問題の重要性を認識し、循環型社会の実現、CO₂排出削減等に対して十分な配慮と対応に努める。
5. 官公需適格組合は、IT化、技術開発、品質の向上、コスト縮減など経営革新に努める。
6. 官公需適格組合は、組合員企業の雇用の確保と従業員の技術・能力の向上等を支援し、安全で働きやすい労働環境を確保し、ゆとりと豊かさの実現に努める。
7. 官公需適格組合は、法令を遵守するものとする。

平成21年6月9日改定
全国官公需適格組合協議会

大阪府官公需適格組合協議会の事業

大阪適格協のPRを幅広く行い 受注促進のため積極的にアプローチ

大阪府官公需適格組合協議会は「地域を支える信頼と安心」をスローガンに地域社会へ貢献する取り組みを各組合メンバーを通して積極的に行い、認知度向上と支援を広げるPR活動をホームページ・パンフレットやPRポスター等で広報活動をしています。

また、全国的な組織である全国官公需適格組合協議会の機能を活かし官公需適格組合協議会や他組合、異業種団体との連携を深めるため、令和4年11月青森県適格協との意見交換会をはじめ、京都・愛知・神奈川適格協等の他府県との意見交換会や交流会等も積極的に行っています。

共同受注促進事業

大阪府官公需適格組合協議会・HP(ホームページ)の運用やPRパンフレットの作成などによって、会員組合や官公需適格組合制度のPRに努めるなどの会員組合の受注の促進に関する事業



ホームページ



PRポスター

教育事業

官公需受注体制の整備、受注能力向上や認知度向上のための教育に関する事業

1. 他府県官公需適格組合協議会との意見交換会
2. 研修促進事業・勉強会



2022.11 青森県適格協との意見交換会



2023.11 愛知県適格協との意見交換会



2024.2 京都府・愛知県・神奈川県の適格協との交流会



2024.11 福島県適格協との意見交換会

フェイスブックの活用に関する事業(中央会事業)

大阪府官公需適格組合協議会会員組合の活動内容を、全国官公需適格組合協議会のフェイスブックにアップし、各行政機関に官公需適格組合の認知度を向上させ、受注促進を図る



全国適格協フェイスブック

官公需適格組合の証明の申請に関する支援(中央会事業)

官公需適格組合の証明の更新や新規取得を行う組合に対して、申請書類作成や内容確認要領に基づく確認などの支援



官公需適格組合証明申請ホームページ

官公需受注に関する情報の提供に関する事業(中央会事業)

1. 窓口(大阪府中小企業団体中央会内に設置)での官公需に関する相談への対応(通年)
2. 官公需情報ポータルサイトによる発注などの情報の提供(通年)



官公需情報ポータルサイト